

## 事件記録等の特別保存に関する規則

(令和5年最高裁判所規則第9号)

### 目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 特別保存の要望等（第7条・第8条）
- 第3章 記録の保存の在り方に関する委員会（第9条－第19条）
- 第4章 補則（第20条）
- 附則

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、事件記録、事件書類又は少年調査記録（以下「記録等」という。）のうち、歴史的、社会的な意義を有し、史料又は参考資料として価値を有するものを適切かつ確実に選別し、国民共有の財産として保存し、後世に引き継いでいくことを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「事件記録」とは、別表第一に掲げる事件及びその再審事件の記録をいう。

2 この規則において「事件書類」とは、別表第一に掲げる事件及びその再審事件に関する書類で最高裁判所が別に定めるところにより事件記録から分離されたものをいう。

3 この規則において「少年調査記録」とは、少年の処遇に関する意見書及び少年調査票その他少年の処遇上参考となる書類を編てつして作成されたものをいう。

4 この規則において「特別保存」とは、記録等のうち、史料又は参考資料となるべきものについて、永久に保存することをいう。

(特別保存に付する認定を行う者)

第3条 記録等を特別保存に付する認定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める裁判所の長が行う。ただし、既に特別保存に付する認定がされた記録等については、重ねて特別保存に付する認定を行わない。

一 事件記録及び事件書類（次号から第4号までに掲げるものを除く。） 当該事件の第一審裁判所

二 上訴裁判所において調停に付された事件に係る調停事件で当該上訴裁判所が処理したものの事件記録及び事件書類 当該調停に付された事件の事件記録を保存する裁判所

三 再審事件の事件記録 不服申立ての対象となった裁判がされた事件の事件記録を保存する裁判所

四 事件書類のうち、別表第一に掲げる事件又はその再審事件の移送の決定の原本、少額訴訟債権執行事件の移行の決定の原本及び別表第二に掲げる裁判書の原本 当該裁判をした裁判所

五 少年調査記録 特別保存に付する認定を行う原因となるべき事件について終局決定をした家庭裁判所

(特別保存に付する認定の効果)

第4条 特別保存に付する認定を行った記録等は、第6条の規定により送付する場合を除き、当該認定を行った裁判所の長の所属する裁判所において特別保存をす

る。

(最高裁判所への移管)

第5条 特別保存をした記録等は、最高裁判所の指示により、最高裁判所に移管することができる。

(内閣総理大臣への移管)

第6条 公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)第14条第1項の規定に基づく協議による定め(同法附則第3条の規定により同法第14条第1項の規定に基づく協議による定めとみなされるものを含む。)において同法第2条第6項に規定する歴史公文書等として内閣総理大臣に移管することとされた記録等は、最高裁判所の指示を受けて独立行政法人国立公文書館に送付する。

## 第2章 特別保存の要望等

(特別保存の要望)

第7条 何人も、第3条本文の規定により特別保存に付する認定を行う裁判所の長に対し、最高裁判所が別に定めるところにより、記録等について、史料又は参考資料となるべきものに当たるとして、特別保存を要望することができる。

(委員会への求意見)

第8条 前条の要望を受けた裁判所の長は、要望があった事件の記録等について特別保存に付さない認定をしようとする場合には、その適否について、次条の委員会に意見を求めなければならない。ただし、前条の要望があった少年調査記録について、既に他の家庭裁判所の長が特別保存に付する認定をした場合は、この限りでない。

## 第3章 記録の保存の在り方に関する委員会

(設置)

第9条 最高裁判所に、記録の保存の在り方に関する委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第10条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べる。

一 第8条本文の認定の適否

二 記録等の保存の在り方の見直しや特別保存の運用等に関する事項

三 一定の重大な社会事象が生じた場合にこれに関連する記録等の保存に関する事項

(組織)

第11条 委員会は、委員6人で組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(委員)

第12条 委員は、法律又は公文書の管理等に関して優れた識見を有する者の中から、最高裁判所が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 最高裁判所は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合

又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

(委員長)

第13条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第14条 委員長は、第8条本文の規定により意見を求められたときその他必要と認められるときは、委員会を招集する。

2 委員会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、委員長が相当と認める場合において、委員が音声の送受信により同時に通話することができる方法により会議に関与したときは、当該委員は会議に出席したものとみなす。

3 第10条第1号に掲げる事項についての意見に関し議決するときは、出席した委員長及びその他の委員の過半数により決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第15条 委員会の庶務は、最高裁判所事務総局総務局において処理する。

(委員会の調査方法)

第16条 委員会は、必要があると認めるときは、第8条本文の規定により意見を求めた裁判所の長に対し記録等の提出、説明その他の必要な協力を依頼し、要望を申し出た者に対し意見書の提出を求めることができる。

(手続の非公開)

第17条 委員会の行う手続は、公開しない。

(意見書の送付等)

第18条 委員会が第10条の規定により意見を述べる場合には、同条第1号に掲げる事項についての意見は当該意見を求めた裁判所の長宛てに意見書を送付する方法により、その余の事項についての意見は最高裁判所長官宛てに意見書を送付する方法により行う。

2 第8条本文の規定により委員会に意見を求めた裁判所の長は、前項に規定する意見書の送付を受けたときは、当該記録等について特別保存に付する認定又は特別保存に付さない認定を行い、その結果について委員会に報告する。

(委員会の運営)

第19条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会がこれを定める。

#### 第4章 補則

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか、記録等の特別保存に関し必要な事項は、最高裁判所が定める。

#### 附 則

1 この規則は、令和6年1月30日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に事件記録等保存規程及び少年調査記録規程の一部を改正する規程（令和5年最高裁判所規程第1号。以下この項において「改正規程」という。）第1条の規定による改正前の事件記録等保存規程（昭和39年最高裁判所規程第8号）第9条第2項又は改正規程第2条の規定による改正前の少年調査記録規程（昭和29年最高裁判所規程第5号）第8条第2項の規定により保存期間満了の後も保存されている記録等は、第3条本文の規定による特別保存に付する認定がされたものとみなす。
- 3 第12条第1項の規定による委員会の委員の任命に関し必要な行為は、この規則の施行日前においても、同項の規定の例によりすることができる。